



## ベビーシッターも幼児教育・保育の無償化の対象になります！

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料となりました。

**ベビーシッターも含めた認可外保育施設も無償化の対象となります。**



ベビーシッターも含む認可外保育施設を利用する際、以下の条件を満たしている場合には、月額3.7万円(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の場合は、月額4.2万円)までの利用料が無償化されます。

- ・お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けている
- ・保育所、認定こども園等を利用できていない

※「保育の必要性の認定」の要件については、お住まいの市町村にご確認ください

### 注意

無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です(令和6年9月末までは届出のみで無償化対象とする経過措置が設けられています)。ベビーシッターを利用する際には、事前に確認しましょう。無償化の認定を受けたベビーシッターを検索できるマッチングサイトもありますので、利用してみてくださいね。

